

議員発案第 2 号

学費と教育条件の公私間格差是正に向けて、私立高校への助成の
充実を求める意見書の提出について

地方自治法第 99 条の規定により、国会並びに関係行政庁に対し、別紙「学費と教育条件の
公私間格差是正に向けて、私立高校への助成の充実を求める意見書」を提出するものとする。

令和元年 9 月 26 日 提出

提 出 者 三条市議会議員 野 崎 正 志

賛 成 者 三条市議会議員 久 住 久 俊

同 三条市議会議員 西 川 重 則

同 三条市議会議員 小 林 誠

学費と教育条件の公私間格差是正に向けて、私立高校への助成の
充実を求める意見書

今日、全国では高校生の約3割が私立高校で学んでおり、私立高校は公立高校と同様に公教育の場として大きな役割を果たしている。

平成22年度から始まった私立高校生への国の就学支援金制度は、平成26年度の見直しにより年収590万円未満世帯への支援金増額により授業料負担は一定の軽減がなされた。さらに、令和2年度には2回目の制度見直しが予定されており、年収590万円未満世帯の授業料無償化の実施が見込まれている。

しかしながら、就学支援金制度の対象が授業料に限定されているため、入学金や施設設備費の保護者負担は残され、国と県の学費支援を受けても年額約17万円から約46万円の負担が重くのしかかる。5,650円の入学金負担だけで済む公立高校と比べ、学費の公私間格差は依然として大きな開きがある。平成29年に実施の県内私立高校生アンケートによれば「親の学費負担に対して後ろめたく思う」と答えた高校生が7割を占めており、学費が子供たちの心にも重くのしかかっていることが分かる。子供たちが学費を心配せず学校で学ぶことができるよう、学費の公私間格差の是正が強く望まれる。

また、新潟県では全教員に占める専任教員の割合は、公立高校では約8割を占めているのに対し、私立高校ではその割合が約6割にとどまっているのが現状である。私立高校の経常的経費に対する助成が不十分であることがその一因と考えられる。また、教育はその継続性が求められ、とりわけ私立高校は建学の精神に基づく独自の教育が行われており、その学校独自の伝統を継承していくためにも、専任教員・職員の増員は不可欠であり、経常的経費への助成を一層増額することが求められる。

よって、国会並びに政府においては、次の事項について特段の措置を講ずるよう要望する。

記

- 1 私立高校生への就学支援金制度において、施設設備費も対象にすること。
- 2 私立高校入学金への新たな助成措置を講ずること。
- 3 私立高校への経常的経費に対する助成を増額すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

三条市議会議長 阿部 銀次郎

[提出先]

衆議院議長 参議院議長

内閣総理大臣 総務大臣 財務大臣 文部科学大臣